坂東市ネーミングライツ事業優先候補者審査基準

坂東市では、ネーミングライツ事業優先候補者の選定に際し、以下の基準により審査を行います。

1　ネーミングライツ事業優先候補者審査手順

（１）　施設等を所管する課による審査

施設等を所管する課は、提出された書類等について応募資格等審査を行います。

（２）　ネーミングライツ事業審査委員会による審査

ネーミングライツ事業審査委員会（以下「委員会」という。）は、前記（１）の審査結果を含め項目別審査を行い、総合的に審査をします。

2　審査方法等

（１）　応募資格等審査

施設等を所管する課は、提出された書類等について、全ての応募者を対象に審査を行います。

なお、次の①から③までの要件に１つでも該当する場合は、失格とします。

①　提出された書類等に漏れなどの不備がある場合

②　応募者が、坂東市ネーミングライツ事業実施要綱（以下「要綱」という。）第３条に規定する「規制業種又は事業者」に該当する場合

③　応募者の提案する愛称について、要綱第４条に規定する「愛称の表記範囲」に反する愛称を提案した場合

（２）　項目別審査

応募資格等審査の結果、要件を全て満たしていると判断された応募者を対象に、委員会において、項目別審査を行います。

ア　委員会の構成

要綱第７条に規定する職員等を審査員とします。

イ　審査項目等

審査員が審査する審査項目及び審査内容並びに点数の配点は、別表１のとおりとします。

ウ　評価基準

評価基準は、別表２のとおりとします。

エ　候補者の審査における最低基準

スポンサーとなる応募者を適切に判断するため、最低基準を定めることとします。最低基準としては、別表２に規定する命名権料項目（配点４０点）を除く、他４項目（合計配点６０点）を対象とすることとし、評価が標準以上であることを目安とします。

オ　採点手順

審査員は、応募者ごとに、審査項目及び審査内容の採点を行います。次に、審査項目に対する各審査員の採点を平均し、その平均点を当該審査項目の点数とします。

※平均点は、小数点以下第２位を四捨五入し、小数点以下第１位まで算出します。

（３）　総合評価

委員会は、項目別審査の採点の結果、（２）エの規定により、最低基準以上の応募者で、総合点数（１００点満点）が最も高いものを、ネーミングライツ事業の優先候補者として最も適しているものとして、市長に報告します。

総合点数が同点だった場合は、「命名権料」「契約期間」「愛称」の順に審査項目の点数が高い応募者を市長に報告します。

３　失格条件

（１）　ネーミングライツ優先候補者としての適否を審査中に、応募資格を失くした場合

（２）　提出書類等に虚偽の内容が記載されていることが発覚した場

合

別表１（審査項目等）

	審査項目	審査内容	配点
1	命名権料	応募金額の妥当性	４０点
2	契約期間	提案期間の妥当性	１５点
3	愛称	親しみやすさ、呼びやすさ施設等のイメージや設置目的との整合性等	１５点
4	経営の安定性	決算報告書及び事業報告書等による経営状況、安定性等	１５点
5	社会貢献等	社会貢献等の理念、地域活動等の実績、今後の計画等	１５点
		合計点	１００点

別表２（評価基準）

（１）　命名権料を除く審査項目

評価	評価基準	算出方法
A	特に優れている	配点×１．００
B	優れている	配点×０．８０
C	標準的である	配点×０．６０
D	やや劣る	配点×０．４０
E	劣る	配点×０．２０

（２）　応募金額

応募金額が最高の応募者を１位として４０点を付与し、２位以下は、その応募金額を１位の金額で除して算出した率を４０点に乗じて得た点数を付与する（小数点以下第２位を四捨五入し、小数点以下第１位まで算出します。）